

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団契約事務要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団財務規程（以下「財務規程」という。）

第19条第2項に基づき、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）における契約事務を効率的かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業団が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務に関しては、別に定めがある場合を除くほか、本要綱の定めるところによる。

(契約の方法)

第2条 当事業団の契約は、財務規程第19条第1項に基づき、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(契約の相手方の欠格事項)

第3条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由ある場合を除くほか、契約の相手方とすることができない。これを代理人として使用する者についてもまた同様とする。

- (1) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた者
- (2) 破産者で復権を得ない者

2 前項の規定によるほか、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者及び東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下、「暴力団関係者等」という。）の場合は、契約の相手方とすることができない。

3 当事業団は、指名又は契約した相手方が前項の暴力団関係者等に該当する者と判明した場合、当該指名又は契約を解除することができる。

第2章 指名競争入札

(指名競争入札による場合)

第4条 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額）が第5条に規定する額るときは、指名競争入札によらなければならない。

(指名競争入札による予定価格の額)

第5条 第4条に定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造等の請負 300万円以上

- (2) 委託 200 万円以上
- (3) 物品の買入れ及びその他の契約 200 万円以上

(入札参加資格)

第6条 競争入札に参加できる者は、原則として東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されている者とする。ただし、東京都から指名停止処分を受け、その期間が経過していない者は除く。

2 前項の規定に関わらず必要と認める場合は、履行実績等の信用実績を確認の上、東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者を入札参加者として選定することができる。

3 前2項に定めるもののほか、理事長が特に必要があると認めるときは、別に入札者の資格を定めることができる。

(指名業者等選定委員会等)

第7条 指名競争入札参加者は、別に定めるところにより、指名業者等選定委員会において指名する。

2 指名業者等選定委員会で指名された指名競争入札参加者には、希望制指名競争入札通知書または指名競争入札通知書により通知するものとする。

(入札参加者の指名数)

第8条 入札参加者の指名数は、工事、委託等の予定価格の区分に応じ、表1によるものとする。ただし、契約の性質及び目的が特殊である等やむを得ない場合は、この限りでない。

(事前公表)

第9条 工事または製造の請負に係る入札案件において、希望制指名競争入札を実施しようとする場合は、以下のとおり発注予定を事前公表し指名競争入札希望者を公募する。ただし、急を要する等、特に理由があると指名業者選定委員会において認めたものについては、一部事項を非公表とすることができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 予定価格
- (6) 最低制限価格制度適用の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

2 前項の事前公表は、「工事等入札案内表」を事務局長の定める場所における掲示をもって行う。なお、電子情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）による入札の場合は、当該システムにより公表を行う。

(予定価格の決定)

第10条 指名競争入札に付そうとするときは、競争入札に付する事項について当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置かなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、当該システムへの案件登録までに当該書面を作成するものとする。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定)

第11条 入札により工事または製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

2 前項に定めるほか、特に必要と認める契約にあつては、最低制限価格を設けることができる。

3 前2項の最低制限価格は「予定価格の10分の8から3分の2の範囲内」において適正に定めなければならない。ただし、必要と認める場合は、理事長の決定を受け10分の9まで範囲を拡大することができる。

4 前3項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格を記載した書面とともに開札場所に置かなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、前条第1項の書面の取扱いと同様とする。

(入札の実施)

第12条 入札は、指定の日時に指定の場所において行われなければならない。

2 理事長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による入札を行うことができる。郵送による入札を行う場合は、当該入札について通常入札の方式と郵送による入札の方式を併用することはできない。

3 入札書は1者1通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。

4 前各項の規定に関わらず、電子入札システムによる入札は、指定の入札期間に当該システムにより行うものとする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 郵送による入札を認めた場合において、その送付された入札書が定められた日時・場所に到着しないもの

(3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの

(4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

(5) 他者の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

(6) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

2 前項の規定に関わらず、電子入札システムによる入札の場合は、当該システムに入力された情報を確認し、必要な情報が不足しているものや特に指定した事項に違反したものについて、その入札を無効とする。

(入札無効理由の開示)

第14条 入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

(再入札)

第15条 開札した場合において、入札価格のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設定した場合はその額を上回る価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その価格を下回ることはいできない。

2 当該契約がその性質又は目的から前項によりがたい場合は、別に理事長が定める「総合評価指名競争入札要領」に従い、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当事業団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者があるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引くことができない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

3 前各項の規定に関わらず、電子入札システムによる入札の場合、落札となるべき同価の入札をした者があるときは、当該入札者のみで再度の入札を行うものとする。

(入札後の随意契約)

第18条 入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約により契約を締結することができる。

(入札結果の告知及び通知)

第19条 入札においては、開札時に入札者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を入札者に知らせなければならない。

2 第12条第2項に規定する郵送による入札の場合又は電子入札システムによる入札の場合は、入札者にその結果である落札者名及び落札価格を通知しなければならない。

(入札価格の表示効力等)

第20条 入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合において、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

(入札経過調書の作成)

第21条 開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

第3章 随意契約

(予定価格の決定)

第22条 随意契約により契約を締結するときは、あらかじめ第10条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。

(随意契約によることができる場合)

第23条 次の各号に定める場合、随意契約によることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額)が第24条に規定する額の時
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、その他の契約でその性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき
- (3) 急を要するため指名競争入札に付する時間がないとき
- (4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (5) 入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき
- (6) 契約予定者(落札者)が契約を締結しないとき
- (7) 企画提案内容が重要な契約案件と認められるとき
- (8) 障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービス事業の施設若しくは小規模作業所等において製作された物品を買い入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約、これらに準ずる契約として理事長又は理

事長の委任を受けた者が認める契約

- 2 前項第5号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数者に分割して契約を締結することができる。
- 5 第1項第7号に定める企画提案内容が重要な契約案件については、コンペ方式により当事業団の事業にとって最も適切な提案を行った者を相手方とする随意契約を締結するものとする。この場合、当該契約案件に関する審査基準及び審査委員会要領を作成することとする。

(随意契約によりことができる予定価格の額)

第24条 第23条第1項第1号に定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造等の請負 300万円未満
- (2) 委託 200万円未満
- (3) 物品の買入れ及びその他の契約 200万円未満

(見積書の徴取)

第25条 随意契約により契約を締結するときは、見積りに必要な事項を示して、工事、委託等の予定価格の区分に応じ、別に定める基準による数の見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格の定められている物件を買入れるとき、その他必要がないと認められるときは、この限りでない。

第4章 契約期間

(複数年契約)

第26条 次に掲げる契約は、翌年度以降にわたり契約(以下「複数年契約」という。)を締結することができる。

- (1) 不動産を借りる契約
 - (2) 事務機器、情報処理機器その他の物品の賃貸借に関する契約で商慣習上複数年契約によるべきもの
 - (3) 前号に係る保守に関する契約
 - (4) 事務処理の委託に関する契約
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、複数年契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる契約
- 2 複数年契約ができる契約期間は、5年以内とする。ただし、理事長が特に認めるものについてはこの限りではない。

(契約の自動継続)

第27条 次に掲げる契約は、自動継続契約を締結することができる。

- (1) 電気、ガス、蒸気、上下水道の供給又は公衆電気通信の提供を受ける契約
- (2) 機械等による警備委託契約で、内容・金額に変更がなく継続されるもの
- (3) 情報機器、券売機等の保守契約で、内容・金額に変更がなく継続されるもの
- (4) 事務機器、情報処理機器その他の物品の賃貸借に関する契約で、通常賃貸借期間が終了し、再契約を結ぶもの

第5章 契約の締結

(契約事務等)

第28条 契約に関する事務処理は財務規程第19条に定める契約締結権者が行い、理事長名又は事業所長名で契約を締結する。

2 前項の契約締結権者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団処務規程（以下「処務規程」という。）の定める別表1、2及び3の定める事案決定権を持つ者とする。
- (2) 資金の前渡を受けた金額の範囲内の契約については前渡受者

3 契約の締結が必要な場合は、処務規程の決定区分に基づき起案等による決定を行う。なお、事業所起案の事案で、理事長、常務理事、事務局長、事務局次長が契約締結権者となる場合は事務局契約担当課へ契約事務の処理を依頼する。

(契約書の作成)

第29条 入札により契約予定者が決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成する。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払または受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

2 契約書は当事業団と契約の相手方のそれぞれが1通ずつ保管するものとする。

(標準契約書)

第30条 契約に際しては所定の標準契約書を使用する。

2 保険契約、物品の賃貸借に関する契約等、契約予定者に契約書の書式がある場合には、先方の契約書を使用することができる。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第31条 次に掲げる場合においては、第29条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事、製造等についての請負で、契約金額が300万円未満のもの
- (2) 物品の買入れ、委託及びその他の契約で、契約金額が200万円未満のもの
- (3) 物件を売り払う場合で、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき
- (4) 前号までに該当するもののほか、随意契約による場合において、その必要がないと認めるとき

(請書等の徴取)

第32条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団財務規程施行要綱第15条、第18条に基づく契約又は理事長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を提出させるものとする。

第6章 契約の履行

(部分払)

第33条 工事もしくは製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)の既済部分又は物件の買入契約の既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に相当する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に相当する代価を超えることができない。ただし、性質により個々に分割できる請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

(監督員、検査員の任命)

第34条 理事長は、契約の履行について、監督を行う職員(以下「監督員」という。)及び検査を行う職員(以下「検査員」という。)を任命する。

2 監督員は、原則として、当該請負契約及び委託契約等を起工した職員をもって充てるものとする。

3 検査員は、事務局長が指名する。ただし、事業所が行う契約については事業所長が指名する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第35条 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第36条 監督又は検査の円滑な実施を図るため、必要があるときは、当該契約の相手方に監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。

(監督員の職務)

第37条 監督員は必要があるときは、請負契約及び委託契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認の手续をとらなければならない。

2 監督員は必要があるときは、請負契約及び委託契約の履行について、立会い、工程の管理、その他の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(監督員の職務の特例)

第38条 特に必要があるときは、第35条の規定にかかわらず、請負契約について契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員が行うことができる。

(検査員の職務)

第39条 検査員は、請負契約及びその他の契約の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを含む。）について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

2 検査員は、前項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

(検査調書の作成等)

第40条 検査員は、前条第1項の検査を完了した場合においては、第41条に定める場合を除くほか、検査調書を作成し、その結果を報告しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第41条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に給付を受けた一回の数量を乗じて得た額とし、また委託契約で、分割して履行されるものについては、一回の履行に相当する額とする。)が300万円未満の請負契約、200万円未満の委託契約及び物品の買入れに係る検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(履行の確認)

第42条 次の各号に掲げる契約の履行については、所属職員の報告に基づいて、当該契約の起工課の主管部長が行った確認をもって検査にかえることができるものとする。

- (1) 表2に掲げる検査員の検査を要しない契約
- (2) 単価契約及び履行期間が長期にわたらない契約のうち、1件100万円未満の契約

第7章 雑則

(特記事項)

第43条 契約の履行に際し、環境配慮や暴力団関係者排除の措置を相手方に求める場合には、契約書、その他の書面にその旨を定める。

(様式)

第44条 本要綱に定める様式は、別に定めるほか別記のとおりとする。

付則

第1条 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

第2条 財団法人東京都スポーツ文化事業団工事入札要綱は廃止する。

付則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

付則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

付則

この要綱は令和7年6月1日から施行する。

〔表１〕 契約区分及び予定価格に応じた指名業者数

区 分		予定価格	指名業者数
工 事 請 負	随意契約	1 0 0 万円未満	1 者以上
		1 0 0 万円以上 1 5 0 万円未満	2 者以上
		1 5 0 万円以上 3 0 0 万円未満	3 者以上
	指名競争入札	3 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
		1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		5 0 0 0 万円以上	10者以上
委 託	随意契約	1 0 0 万円未満	1 者以上
		1 0 0 万円以上 1 5 0 万円未満	2 者以上
		1 5 0 万円以上 2 0 0 万円未満	3 者以上
	指名競争入札	2 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
		1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		5 0 0 0 万円以上	10者以上
物 品 その他	随意契約	1 0 0 万円未満	1 者以上
		1 0 0 万円以上 1 5 0 万円未満	2 者以上
		1 5 0 万円以上 2 0 0 万円未満	3 者以上
	指名競争入札	2 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
		1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		5 0 0 0 万円以上	10者以上

ただし、第9条に定める事前公表により希望者を募集した場合は、表2に掲げる指名業者数を下回る場合においても、指名業者選定委員会において競争性が担保できると認める場合は、その数とすることができる。

〔表２〕 検査員の検査を要しない契約

- 1 権利の買入れに関する契約
- 2 物件の売払いに関する契約
- 3 物件の借入れに関する契約
- 4 委託契約で次に掲げるもの
 - (1) 事務・業務の委託
 - (2) 官公庁(公社、公団を含む)に対する委託
 - (3) 研修、実習の委託
 - (4) 警備、受付案内及び電話交換委託
 - (5) 講演、映画及び演芸上演委託
 - (6) 自動車保守整備委託
 - (7) 電子計算業務委託
 - (8) 試験問題の作成委託
 - (9) 運搬に関する委託
 - (10) 翻訳又は通訳に関する委託
 - (11) 写真の現像等に関する委託
 - (12) 写真の撮影委託
 - (13) 各種機械類の運転・保守委託
 - (14) 清掃、草刈等日々履行型の委託
 - (15) 広告委託
- 5 電気、ガス(プロパンガスを含む)及び水の供給契約
- 6 公衆電気通信の役務の提供を受ける契約
- 7 保管に関する契約
- 8 労働者派遣契約
- 9 履行地が隔地において行われるものであって、当該履行に係る完了報告書が相手方から提出された場合で、その履行が確実に行われたものであると認められる契約